

自宅が特定避難勧奨地点に指定され、近隣で農業及び林業を営む申立人について、精神的損害及び営業損害等が賠償された事例（平成24年5月分までの精神的損害165万円を別途受領済み）。

620

## 全部和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

- 1 期間 特記のない限り 自 平成24年6月1日  
至 平成25年5月31日

### 2 損害項目

(1) 避難費用	9万372円
(2) 生活費増加費用	
ア スタッドレスタイヤ購入費	22万7500円
イ 米購入費	5078円
ウ 駐車場費用	14万1120円
(3) 営業損害	347万9749円
(4) 精神的損害	
(ア) 避難慰謝料(平成23年3月から平成24年5月分)	30万円
(イ) 避難慰謝料(平成24年6月から平成25年5月分)	156万円
(5) 弁護士費用	17万4115円
以上合計	597万7934円

### 第2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人に対し、金597万7934円の支払義務のあることを認める。

### 第3 支払方法

(省略)

#### 第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

#### 第5 清算

申立人と被申立人は、第1記載の損害項目のうち、(4)以外の項目については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年8月12日

(仲介委員 犀川治)